

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年3月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和5年3月6日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、北田 澄子 林 秀一、浦川 秀一 久門 廣美、田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

土井 一憲、狭山 清隆、築山 義治

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主査	松原 孝雄
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

- 日程第1 [議案第125号] 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件
- 日程第2 [議案第126号] 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
- 日程第3 [議案第127号] 相続税納税猶予に関する適格者証明願の件
- 日程第4 [議案第128号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
- 日程第5 [議案第129号] 農地台帳耕作者名変更申請の件
- 日程第6 [議案第130号] 農地の転用事実に関する照会書に対する回答処理報告の件
- 日程第7 [議案第131号] 四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する四條畷市農業委員会規定の制定の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、北田 澄子委員と林 秀一委員のお二人にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思っておりますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願ひ致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第125号

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第125号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

岡山1-57-1は、おおさかパルコープの西側付近でございます。

現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側のとおりで、転用目的は倉庫の建築となっております。今回は、すでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出していただきました。

なお、地区農業委員の林委員とご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、第4条の届出を受理いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

議長
全委員
議長

その他なにかご意見ご質問はありませんか。

なし。

ないようですので、この件については委員会報告といたします。

日程第2

議案第126号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第126号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。市街化区域では農業委員会への届出になりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字下田原568-1ほか16筆は、下田原集会所の西側付近でございます。

現況は、現地写真1ページ目の1段目の右側のとおりで、転用目的は露天資材置場となっております。

被設定人は建設業を営んでおり、現在、生駒市で利用している資材置場(約10,000㎡)を太陽光発電施設の用地とすることから、代替地が必要となったため、事業所に近接する申請地を転用するものです。農地以外の場所も探しましたが、周辺に約10,000㎡程度の土地がなく、申請地は事業所から徒歩1分程度と近く、国道163号線に隣接していることからこの土地以外の代替性はないと思われまます。なお、不足する土地については、

申請地に隣接する自己所有地(雑種地)を使用。土地には建築用資材、足場資材、重機、残土など合計約5,000m³を置き、土地への盛土については、再生砕石によって行い、排水は南側の市の管理河川に放流します。また、工期が1年となっているので、工事計画書も提出されています。今回の申請地は、農地法施行規則第46条に記載されており、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、一団の農地面積が10ha未満に該当し、第2種農地と考えられ、内容からも止むを得ないと判断されています。

2月28日(火)午前9時45分から地区農業委員の東山委員、丸石委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。

番号2の場所については、位置図No3をご覧ください。

西中野3-467-13及び蔀屋新町467-14は、市立不燃ゴミ等処理資源化施設の北東側付近でございます。

現況は、現地写真1ページ目の2段目の左側のとおりで、転用目的は露天駐車場となっております。

譲受人は木材一般の販売及び製材、並びに洗面台等の住宅設備機器の販売をされており、事業拡大に伴い駐車場が手狭となったので、従業員用駐車場及び運搬車両用の駐車場を確保するため、近隣にある申請地を転用するものです。

今回の申請地は、農地法施行規則第43条に記載されており、水管及び下水道管が埋設された道路(国道170号線)の沿道の区域であって、おおむね500m以内に公共施設である岡部小学校及び四條畷西中学校が存することから、第3種農地と考えられ、内容からも止むを得ないと判断しております。

2月27日(月)午前10時から地区農業委員の築山委員及び田伏委員と現地調査を行いました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

番号1について、当該地は農用地区域でないか。

事務局書記

農用地区域ではございません。

林委員

番号2について、露天駐車場に転用するにあたり、盛土を行うのか。

事務局書記

当該地の形状を活かした整地を行います。露天駐車場であるため生活排水は排出されず、雨水は南側にある既存の水路に放流します。

議長

他になにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定といたします。

日程第3

議案第127号

相続税納税猶予に関する適格者証明願の件

議長

議案第127号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を初めて受けるために税務署に提出するものであり、水稻や畑として耕作されているかを確認し、証明するものがございます。

番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。

大字下田原1047-1及び1082は、下田原集会所南側付近、大字下田原1134、1160及び1163は、下田原集会所北東付近でございます。現況は、現地写真1ページ目の2段目の右側から1ページ目の4段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できております。

2月9日(木)午前9時半から地区農業委員の東山委員及び丸石委員と現地調査を行いました。

番号2の場所については、位置図No5・6をご覧ください。

大字下田原2584は、田原汚水ポンプ場北側付近、大字上田原129-2は、グリーンホール田原西側付近でございます。現況は、現地写真2ページ目の1段目の左側から右側のとおりで、耕作されていることが確認できております。

2月9日(木)午前9時半から地区農業委員の東山委員及び丸石委員と、2月14日(火)午後3時から地区農業委員の平井委員及び小林委員と現地調査を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定といたします。

日程第4

議案第128号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 議案第128号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記 それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものでございます。

番号1の場所については、位置図No7をご覧ください。

南野2-1584及び2-1599-1は、南野郵便局東側付近でございます。

現況は、現地写真2ページ目の2段目の左側から右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No8をご覧ください。

南野2-1643は、四條畷神社西側付近でございます。

現況は、現地写真2ページ目の3段目の左側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会報告といたします。

日程第5

議案第129号

農地台帳耕作者名変更申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第129号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農業委員会は農地台帳を所有し、市内の農地を管理しております。今回の申請は農地台帳に記載されている耕作者とは違う者が耕作をしている場合に申請するものです。
耕作者を変更する場合は、原則、農地法第3条により賃貸借権を設定する必要がありますが、家族内において耕作者を変更する場合に限り、耕作者名変更申請によって農地台帳の耕作者を変更することが可能でございます。
番号1の場所については、位置図No9をご覧ください。
岡山1-279-15は、忍陵神社南西側付近でございます。
現況は、現地写真の2ページ目の3段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できております。
今回は、〇〇〇〇の傷病回復により、現耕作者である〇〇〇〇から元の耕作者である〇〇〇〇に耕作者を変更する申請となっております。
事務局からは以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

法に定められた手続きでないにもかかわらず、申請者が農地台帳耕作者名変更申請を行う理由は何か。

事務局書記

農業委員会は、法の規定に基づき農地台帳を作成する必要があることから、申請者に農地台帳耕作者名変更申請をお願いしている。

ただし、世帯での耕作に関して、耕作の実態に合わせて変更させることを強制しているものではない。なお生産緑地については、主たる農業従事者を1名決めておく必要があることから、申請者へ実態に合わせた変更をお願いしている。

議長
全委員
議長

他になにかご意見ご質問はありませんか。

なし。

ないようですので、この件については委員会決定といたします。

日程第6

議案第130号

農地の転用事実に関する照会書に対する回答処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第130号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
法務局において、地目を田や畑から雑種地や宅地などに変更するときには、農地転用許可証を添付しなければ地目の変更はできません。
今回は農地転用許可証が添付されていなかったため、法務局から農業委員会に、転用許可等の有無、現況が農地であるかなどについて照会書が送付されておりました。
番号1の場所については、位置図No10をご覧ください。

岡山5-618-1は、るうてるホームの東側付近でございます。
現況は、現地写真の2ページ目の4段目の左側のとおりで、農地の転用が行われたであろう昭和57年7月26日時点において、市が〇〇〇〇及び〇〇〇〇から当該地を賃貸借し、公園として転用・利用していたため、農地法施行規則第53条第12項に規定される都道府県を除く地方公共団体などが市街化区域内の農地について所有権や賃借権など農地法第3条第1項に掲げる権利を取得する場合に該当するので、農地法第5条の例外により許可がなくとも地目を変更できる案件でございます。
なお、地区農業委員の林委員とご相談のうえ、現地調査を不要とし、令和5年2月8日付けで法務局にその旨を回答いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告といたします。

日程第7

議案第131号

四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する四條畷市農業委員会規程の制定の件

議長

議案第123号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

令和4年12月8日に四條畷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が制定され、書面等で行うこととされる申請等を、インターネット(電子情報処理組織)を介して行わせることができるとされました。その方法により申請させる場合の細目等を、市長が所管する手続等の例に合わせる旨の内容を定める規定になります。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定といたします。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記